

輸入車の環境負荷物質の対応状況について

現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車ならびに米国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求^(*)に適合していることを確認しております。

(*) 欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU 委員会決議 による修正 2002/525/EC に基づく要求

<参考> EU ELV 指令環境負荷物質要求

2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。

物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛	機械加工用の鋼鉄ならびに亜鉛メッキ鋼；最大 0.35 w%	(期限未設定)	鉛	電子基盤ならびに他の電気装備のハンダ	(期限未設定)
	機械加工目的のアルミ 最大 2 w% 最大 1 w%	2005年7月1日まで 2008年7月1日まで		鉛が 0.5w%を超えるブレーキライニングの銅	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2004年7月1日まで
	銅合金；最大 4w%	(期限未設定)		バルブシート	2003年7月以前に開発されたエンジンのみ 2006年7月1日まで
	鉛-銅ベアリングシェル、ブッシュ	(期限未設定)		ガラス・セラミック合成物に鉛を含む電気部品。ただし、電球(バルブ)のガラスと点火プラグの Glaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定)
	バッテリー	(期限未設定)		電球(バルブ)のガラスと点火プラグの Glaze(ガラス塗膜)	2005年1月1日まで
	振動ダンパー	(期限未設定)		インフレーター等の点火装置	2007年7月1日まで
	ホイールバランスウェイト	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年7月1日まで		6価 鉛	防錆コーティング
	液体操作ならびにパワートレイン装備でのエラストマーの加硫剤ならびに安定剤	2005年7月1日まで		モーターキャラパンの冷蔵庫	(期限未設定)
	保護塗装の安定剤	2005年7月1日まで	水銀	ディスチャージランプとインストパネルの表示	(期限未設定)
	電気モーターのカーボンブラシ	2003年7月以前に認可を取得した車とその車の交換部品のみ 2005年1月1日まで	カドミ ウム	厚フィルムの糊(ペースト)	2006年7月1日まで
			電気自動車のバッテリー	2005年12月31日以降、それ以前の車の交換 NiCd 電池のみ認められる。	